

工場・指定作業場及び振動規制法特定施設を有する事業場の振動規制値

区域の区分		敷地の境界線における地盤の振動の大きさ (単位：dB)		
		時間の区分		
		8時	19	8
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 用途地域の定めのない地域	60	55	20時
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 上記に接する地先及び水面	65	60	

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地おおむね50mの区域における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値とする。